

別添 -

平成 17 年 8 月 26 日
消 防 庁

アスベスト問題に関する消防庁の過去の対応の検証

アスベストについては、優れた耐熱性・不燃性を有していることから、火災予防条例（例）（昭和 36 年消防庁から都道府県に通知）においてボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の一例として示されていたところであるが、先般、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成 17 年 8 月 2 日付け消防安第 168 号・消防危第 162 号）により所要の改正を行ったところ。